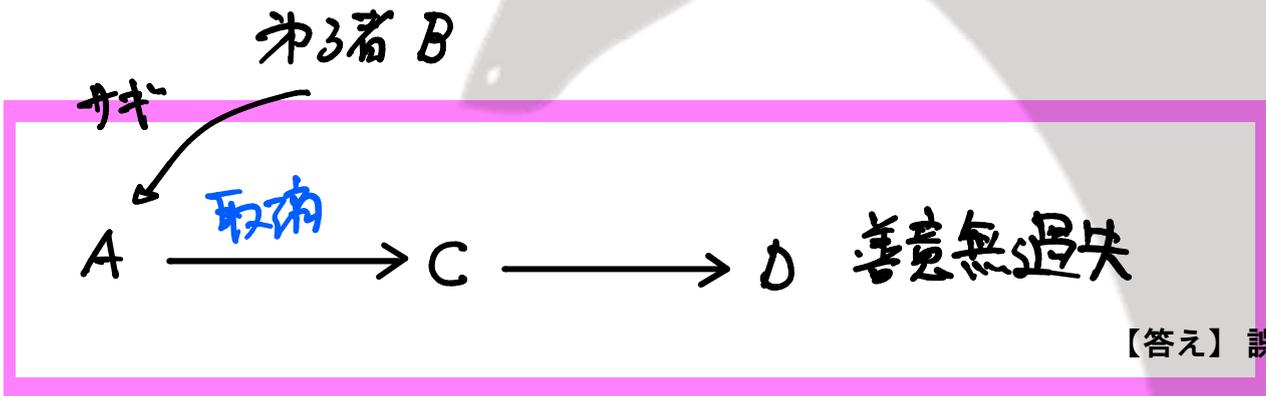


詐欺 宅建 H14-01-4 <<#620>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bの詐欺によって、A所有の建物をCに売却する契約をした。Cが当該建物を、詐欺について善意でかつ過失がないDに転売して所有権移転登記を済ませても、Aは詐欺による取消しをして、Dから建物の返還を求めることができる。



《ポイント》 詐欺 【★基礎必須】



1 詐欺による意思表示は、取り消すことができる。



2 相手方に対する意思表示について第三者が詐欺を行った場合においては、相手方がその事実を知り、又は知ることができたときに限り、その意思表示を取り消すことができる。



3 上記の規定による詐欺による意思表示の取消しは、善意でかつ過失がない第三者に対抗することができない。（民法 96 条）

取消し前の詐欺者



サギ ⇒ 取消 OK

右下し

取消前の善意無過失の詐欺者には

対抗 NG